



事 務 連 絡

平成29年10月25日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長

確定拠出年金Q&Aの改定について

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）の一部、確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成29年政令第15号）及び確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第29号）が平成30年1月1日より施行され、確定拠出年金における掛金の納付を年単位とする措置等が講ぜられることとなる。

これに伴い、厚生労働省ホームページに掲載されている「確定拠出年金Q&A」について、別紙のとおり一部を改定し、平成30年1月1日より適用することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

なお、当Q&Aにつきましては、厚生労働省ホームページにも掲載予定であることを申し添える。

確定拠出年金Q & A 新旧対照表

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
51	規約記載事項 (事業主掛金)	労使間での協議の結果、勤続年数、年齢または資格等に応じて「額」や「率」に一定の格差を設けることについて合意がなされ、企業型年金規約に規定することができれば、その「額」または「率」は恣意性が排除されているとみなし、法令上問題ないと解してよいか。	「額」や「率」に格差を設けるのは不可。ただし、就業規則、退職金規程等で定められた給与などを基準給与とすることは可能。	法3条3項7号	51	規約記載事項 (事業主掛金の算定方法)	労使間での協議の結果、勤続年数、年齢または資格等に応じて「額」や「率」に一定の格差を設けることについて合意がなされ、企業型年金規約に規定することができれば、その「額」または「率」は恣意性が排除されているとみなし、法令上問題ないと解してよいか。	「額」や「率」に格差を設けるのは不可。ただし、就業規則、退職金規程等で定められた給与などを基準給与とすることは可能。	法3条3項7号
60	〃	掛金算出の際に用いる基準給与に「賞与」を含めることは可能か。	可能。 例えば賞与が6月・12月であれば、当該月の含まれる拠出期間の拠出金の算出基礎にしてもよい。また、12ヶ月にならしてもよい。	〃	60	〃	掛金算出の際に用いる基準給与に「賞与」を含めることは可能か。	可能。 例えば賞与が6月・12月であれば、当該月の拠出金の算出基礎にしてもよい。また、12ヶ月にならしてもよい。	〃
67	〃	掛金を給与の一定率を乗じて決定するとした場合、毎年の昇給が遡及適用されるときに遡及期間に係る掛金は事前に昇給後の掛金としてよいか。	事前に昇給後の掛金とすることを規約に規定すれば可。	〃	67	〃	掛金を給与の一定率を乗じて決定するとした場合、毎年の昇給が遡及適用されるときに遡及期間に係る掛金は事前に昇給後の掛金としてよいか。 <u>適用後清算するべきか。</u>	<u>適用後の清算は不可。</u> 事前に昇給後の掛金とすることを規約に規定すれば可。	〃
68-1	〃	<u>事業主掛金の額の算定を誤って、拠出区分期間に係る本来の事業主掛金の額を拠出することができなかつた場合に、拠出すべきだった掛金額と拠出した掛金額との差額を次の拠出区分期間に係る掛金の額</u>	<u>可能。ただし、事業主掛金の額を上乗せして拠出することができる拠出区分期間は、拠出すべきだった拠出区分期間と同一の企業型掛金拠出単位期間内である場合に限ることとし、上乗せして拠出する事</u>	〃		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新				旧					
		<u>に上乗せする事業主掛金の額の算定方法を事前に定めることは可能か。</u>	<u>業主掛金の額は、拠出すべきだった事業主掛金の額と同額とする算定方法でなければならぬ。</u>						
69	〃	<u>拠出区分期間については、企業型掛金拠出単位期間を等間隔の月数で区分した期間とする必要はないとの理解でよいか。</u>	よい	〃	69	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
69-1	〃	<u>連合型や総合型の規約の場合、実施事業所ごとに別表(別紙)にて異なる拠出区分期間を定めることは可能か。</u>	可能。	法3条3項7号、7号の2 法5条3項		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
70-1	〃	<u>12月から翌年11月の間の途中で退職(資格喪失)した場合に事業主掛金を0円とする制度設計は可能か。</u>	<u>不可。加入者資格を喪失した場合は、喪失月の前月までの未拠出期間及び年間の事業主掛金の額を考慮し、不当に差別的でない掛金額を拠出する取扱いとしなければならない。</u>	法3条3項7号 通達第1-3(7)		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
71	〃	掛金の拠出の中断について、認められるケースと認められないケースの基準はあるのか。	掛金は、原則事業主が年一回以上、定期的に拠出するものであるが、給与が支給されておらず、合理的な理由があり、かつ、労使合意のうえ規約に明確に規定されているのであれば中断も可能。	法3条3項7号	71	〃	掛金の拠出の中断について、認められるケースと認められないケースの基準はあるのか。	掛金は、原則事業主が毎月拠出するものであるが、給与が支給されておらず、合理的な理由があり、かつ、労使合意のうえ規約に明確に規定されているのであれば中断も可能。	法3条3項7号
71-2	規約記載事項(企業年金加入者掛金)	<u>企業型掛金拠出単位期間に係る額として2種類のみを選択肢を設定することは可能か。</u>	可。ただし0(ゼロ)円は選択肢に含まない。	法3条3項7号の2	71-2	規約記載事項(企業年金加入者掛金)	<u>1,000円と5,000円といった2種類のみを選択肢を設定することは可能か。</u>	可。ただし0(ゼロ)円は選択肢に含まない。	法3条3項7号の2

新				旧					
				通達第 1-3 (3)				通達第 1-3 (3)	
71-5	〃	<u>マッチング拠出をする場合、事業主掛金の額と加入者掛金の額の比較はいつの時点で行うのか。</u>	<u>加入者掛金の拠出ごとに、企業型掛金拠出単位期間内でそれまでに拠出してきた加入者掛金の累積総額が、当該期間内でそれまでに拠出してきた事業主掛金の累積総額を超えないかどうか比較する。</u>	法3条 3項7 号の2 通達第 1-3 (5)	71-5	〃	<u>「年1回の変更」について、毎月の掛金の設定に加えて年2回の賞与月のみ掛金を上乘せする方法も含まれるのか。</u>	<u>賞与時の掛金増額は認めない。</u>	法3条 3項7 号の2 通達第 1-3 (4)
71-5 -1	〃	<u>加入者掛金額は、企業型掛金拠出単位期間の全拠出区分期間につき指定する必要があるか。</u>	<u>必要がある。一部の拠出区分期間において加入者掛金を拠出しない場合は、当該拠出区分期間の額を0円と指定することもできる。</u>	法3条 3項7 号の2 通達第 1-3 (5)		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
71-6	〃	①加入者掛金を、 <u>(1) 令第6条第5号イ</u> に該当する場合は、加入者掛金は事業主掛金と同額にする、 <u>(2) 規則第4条の2第1号</u> に該当する場合は、加入者掛金は令第11条又は第11条の2に定める拠出限度額から事業主掛金を控除したものとする、旨を予め規約に定めておけば、事業主は加入者からの変更指図なく当該金額に変更することは可か。(当該金額は規約に定めた掛金の選択肢とは異なるものとなるが問題ないか?) 加入者掛金は令第11条又は	①変更は可能であり、当該金額が規約に定めた掛金の選択肢とは異なるものとなるが問題ない。 ②規約に定めることにより、自動的に引き下げた加入者掛金額を翌拠出単位期間の同区分期間に適用することは可能。 <u>この場合、元の届出した加入者掛金の額に戻すには企業型掛金拠出単位期間につき1回の変更にカウントされる。</u> <u>また、事業主掛金の額が引き上げられたことにより、事業主掛金の額と加入者掛金の額</u>	法3条 3項7 号の2 通達第 1-3 (6)	71-6	〃	加入者掛金を、 <u>①令第6条第4号</u> に該当する場合は、加入者掛金は事業主掛金と同額にする、 <u>②規則第4条の2第1号</u> に該当する場合は、加入者掛金は令第11条に定める拠出限度額から事業主掛金を控除したものとする、旨を予め規約に定めておけば、事業主は加入者からの変更指図なく当該金額に変更することは可か。(当該金額は規約に定めた掛金の選択肢とは異なるものとなるが問題ないか?) 加入者掛金は令第11条に定める拠出限度額から事業主掛	変更は可能であり、当該金額が規約に定めた掛金の選択肢とは異なるものとなるが問題ない。	法3条 3項7 号の2 通達第 1-3 (4)

新				旧					
		<p>第11条の2に定める拠出限度額から事業主掛金を控除した額を超えない加入者掛金選択肢のうち、加入者が選択した額とすることは可能か。</p> <p>②事業主掛金の額が引き下げられることにより、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えないように規約において自動的に加入者掛金の額を変更する場合、翌企業型掛金拠出単位期間では引き下げられた額が適用され、元の届出した加入者掛金の額に戻すには企業型掛金拠出単位期間につき1回の変更にカウントされるのか。</p>	<p>との合計額が拠出限度額を超えることとなる場合も同様の取扱いになる。</p>			<p>金を控除した額を超えない加入者掛金選択肢のうち、加入者が選択した額とすることは可能か。</p>			
71-7	〃	<p>前払い退職金（給与支払）とDCの事業主掛金が選択制の場合、加入者拠出できる額や変更の取扱いについて違いはあるのか。</p>	<p>加入者掛金について、選択制であるか否かによって取扱いに違いはない。</p>	<p>法19条4項令6条5号</p>	71-7	〃	<p>前払い退職金（給与支払）とDCの事業主掛金が選択制の場合、加入者拠出できる額や変更の取扱いについて違いはあるのか。</p>	<p>加入者掛金について、選択制であるか否かによって取扱いに違いはない。</p>	<p>法19条4項令6条4号</p>
71-7 -1	〃	<p>規則第4条の2第3号及び同条第4号における「加入者掛金の額を零に変更」及び「加入者掛金の額を零から変更」とは、「今後の拠出を零に変更」、「今後の拠出を零から変更」という理解でよいか。</p>	<p>よい。</p>	<p>令6条4号規則4条の2通達第1-3</p>		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
71-8	〃	<p>加入者掛金を給与から控除できない加入者の取り扱いにつ</p>	<p>①規約に定めれば可。掛金をゼロ円とする場合は1回とカ</p>	<p>法21条の3</p>	71-8	〃	<p>加入者掛金を給与から控除できない加入者の取り扱いにつ</p>	<p>①規約に定めれば可。掛金をゼロ円とする場合は1回とカ</p>	<p>法21条の3</p>

新				旧					
		<p>いて、以下の①、②、③の取扱いは可能か。</p> <p>①加入者本人からの同意なく掛金を0円としてもよいか。その場合、<u>企業型掛金拠出単位期間</u>につき1回の変更に該当しないという理解でよいか。</p> <p>②加入者本人からの同意なく、控除可能な額としてよいか。その場合、<u>企業型掛金拠出単位期間</u>につき1回の変更に該当しないという理解でよいか。</p> <p>③別途加入者本人から事業主経由で掛金を拠出することは可能か。</p> <p>④給与額の不足等で給与控除できない場合、<u>対象拠出期間</u>の加入者掛金をゼロとし、翌拠出期間以降、給与控除できる状況となった際は、「<u>企業型掛金拠出単位期間</u>につき1回変更」に該当せず、加入者掛金を給与控除してよいという理解でよいか。</p>	<p>ウントしない。</p> <p>②不可。</p> <p>③規約に定めれば可。但し、拠出月内に事業主が加入者から、掛金を受け取る必要がある（規約に定めることによつて不可とすることもできる）。</p> <p>④よい。</p>	1項 通達第 1-3			<p>いて、以下の①、②、③の取扱いは可能か。</p> <p>①加入者本人からの同意なく掛金を0円としてもよいか。その場合<u>年1回</u>の変更に該当しないという理解でよいか。</p> <p>②加入者本人からの同意なく、控除可能な額としてよいか。その場合<u>年1回</u>の変更に該当しないという理解でよいか。</p> <p>③別途加入者本人から事業主経由で掛金を拠出することは可能か。</p> <p>④給与額の不足等で給与控除できない場合、<u>対象月の加入者掛金をゼロとし、翌月以降</u>、給与控除できる状況となった際は、「<u>年1回変更</u>」に該当せず、加入者掛金を給与控除してよいという理解でよいか。</p>	<p>ウントしない。</p> <p>②不可。</p> <p>③規約に定めれば可。但し、拠出月内に事業主が加入者から、掛金を受け取る必要がある（規約に定めることによつて不可とすることもできる）。</p> <p>④よい。</p>	1項 通達第 1-3
71-9	〃	同一事業所で、就業規則等で定める職種等により加入者掛金の額に異なる選択肢を設けることは可能か。 例)	事業主掛金の額が職種等により異なっているのであれば可。	法3条 3項7 号の2 規約記 載事項	71-9	〃	同一事業所で、就業規則等で定める職種等により加入者掛金の額に異なる選択肢を設けることは可能か。 例)	事業主掛金の額が職種等により異なっているのであれば可。	法3条 3項7 号の2 規約記 載事項

新				旧					
		総合職は <u>月当たり</u> 10,000 円、15,000 円、20,000 円からの選択制、一般職は <u>月当たり</u> 5,000 円、10,000 円、15,000 円からの選択制	7の2			総合職は 10,000 円、15,000 円、20,000 円からの選択制 一般職は 5,000 円、10,000 円、15,000 円からの選択制	7の2		
71-1 0	〃	休職（無給）になっても事業主掛金が中断されない規約において、加入者掛金は任意で止めることができるのか（賃金は無給で、給与天引きする原資がない）。また、これも <u>企業型掛金拠出単位期間</u> につき1回の変更にカウントされるのか。 仮に払い続ける場合、事業主が立替をし、別途会社に納付するという方法を取ればよいのか。	停止することは可能。マッチング拠出を停止（やめる）する場合は1回とカウントしない。再開も同様。 立替は義務ではないが、もし立替をした場合には、事業主は拠出月内に加入者から、立替えた資金を受け取る必要がある。	法 2 1 条の 2 1項	71-1 0	〃	休職（無給）になっても事業主掛金が中断されない規約において、加入者掛金は任意で止めることができるのか（賃金は無給で、給与天引きする原資がない）。また、これも年1回の変更にカウントされるのか。 仮に払い続ける場合、事業主が立替をし、別途会社に納付するという方法を取ればよいのか。	停止することは可能。マッチング拠出を停止（やめる）する場合は1回とカウントしない。再開も同様。 立替は義務ではないが、もし立替をした場合には、事業主は拠出月内に加入者から、立替えた資金を受け取る必要がある。	法 2 1 条の 2 1項
71-1 1	〃	拠出中断事由に該当することにより事業主掛金が拠出されない場合には、加入者掛金も拠出することができないことになるのか。	<u>加入者掛金を拠出することは可能だが、加入者掛金の額と事業主掛金の額の比較について注意が必要。</u> ※71-5も参照。	法 4 条 1 項 3 号の 2	71-1 1	〃	拠出中断事由に該当することにより事業主掛金が拠出されない場合には、加入者掛金も拠出することができないことになるのか。	<u>事業主掛金が拠出されない場合は、加入者掛金も拠出できない。</u>	法 4 条 1 項 3 項の 2
71-1 2	〃	①加入者掛金を当該拠出期間内の給与から控除することは認められていないが、加入者掛金を <u>当該拠出期間の翌月</u> の給与から控除できなかったときは、事業主が立て替えて加入者掛金を拠出の上、その翌月の給与から控除することは問題ないか。	①不可。 ②よい。	法 2 1 条の 3 1項	71-1 2	〃	前月分の加入者掛金を前月の給与から控除することは認められていないが、 <u>前月分</u> の加入者掛金を当月の給与から控除できなかったときは、事業主が立て替えて加入者掛金を拠出の上、翌月の給与から控除することは問題ないか。	不可。	法 1 9 条 3項

新				旧					
		<u>②加入者掛金を控除できる「給与」は、事業主から労働の対価として支払われる現金報酬と理解し、明細等への明記等他の法的要件を満たしていれば、いわゆる「賞与」からも控除可能と理解してよいか。</u>							
71-1 4	”	事業主掛金増額により加入者限度額が増額する場合、あわせて加入者掛金額が自動的に増額することはなくても、差し支えないか。	差し支えない。事業主掛金が増額したことにより加入者掛金額の届出額を増額する場合、加入者の意思に基づき <u>企業型掛金拠出単位期間につき1回の変更により増額することとなる。</u>	法 2 1 条の 2 1項	71-1 4	”	事業主掛金増額により加入者限度額が増額する場合、あわせて加入者掛金額が自動的に増額することはなくても、差し支えないか。	差し支えない。事業主掛金が増額したことにより加入者掛金額が増額する場合、加入者の意思に基づき <u>年1回の変更により増額することとなる。</u>	法 2 1 条の 2 1項
71-1 5-1	”	<u>1 2月から翌年 1 1月の間の途中に加入者資格を喪失した場合は、事業主掛金と同様、加入者掛金についても資格喪失時に拠出が必須との理解でよいか。</u>	<u>加入者掛金については加入者の任意の拠出となる。</u>	法 2 1 条の 2 1項		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
71-1 6	”	「加入者掛金の額の決定又は変更方法」について、加入者の任意による中断や再開は可能か。可能な場合、令第6条第5号に定める「 <u>企業型掛金拠出単位期間につき1回の変更</u> 」に該当するのか、あるいは該当せず、いつでも対応できるのか。	可能。 なお、加入者掛金の拠出を停止、再開する場合は <u>企業型掛金拠出単位期間につき1回の変更とカウントしない。</u> なお、規約で定めれば再開できる月を <u>企業型掛金拠出単位期間につき1回以上の特定月とする</u> ことは可。	法 2 1 条の 2 1項	71-1 6	”	「加入者掛金の額の決定又は変更方法」について、加入者の任意による中断や再開は可能か。可能な場合、令第6条第4号に定める「 <u>年1回の変更</u> 」に該当するのか、あるいは該当せず、いつでも対応できるのか。	<u>そのとおり。</u> なお、加入者掛金の拠出を停止、再開する場合は <u>年1回の変更とカウントしない。</u> なお、規約で定めれば再開できる月を <u>年1回以上の特定月とする</u> ことは可。	法 2 1 条の 2 1項

新				旧					
71-1 7	〃	<u>加入者掛金の拠出区分期間が 事業主掛金の拠出区分期間と 一致している必要はないとの 理解でよいか。</u>	<u>よい。</u>	法4条 1項3 号の2 通達第 1-3 (6)	71-1 7	〃	<u>・変更できる年1回の「年」 は規約に定めればよいのか。</u> <u>・時期や期間については退職 金規定等で定めればよいの か。</u> <u>・連合型や総合型の規約の場 合、事業所毎に別表で規定し てもよいか。</u>	<u>いずれも可。</u>	法3条 3項7 号の2 令6条 4号 通達第 1-3 (4)①
71-2 0	〃	<u>加入者掛金の拠出区分期間を 変更する場合、加入者掛金の 額と同様、企業型年金加入者 が12月～翌年11月までの 間で1回に限り変更が可能と いう理解でよいか。</u>	<u>よい。(規約において拠出区分 期間の変更が可能である場合 に限る。)</u>	〃	71-2 0	〃	<u>「加入者掛金の額の変更は年 1回に限ること」とあるが、 具体的にはどういうことか。</u> <u>以下の例示は認められるとい う理解でよいか。</u> ① 同一プラン内の事業所単 位で「年」を定め、その期間 内に一度変更する。 ② 同一プラン内の事業所単 位で「年」を定め、毎年一定 月に変更する。 ③ 同一プラン内全ての事業 所で同一の「年」を定め、そ の期間内に一度変更する。 ④ 同一プラン内全ての事業 所で同一の「年」を定め、毎 年一定月に変更する。 ⑤ 加入者単位で「年」を定 め、その期間内に一度変更す る。 ⑥ 加入者単位で「年」を定 め、毎年一定月に変更する。	①可。 ②可。 ③可。 ④可。 ⑤可。 ⑥可。 <u>年の定めを変更することは 可。</u>	〃

新					旧				
							また、「年」の定めを変更することは可能という理解でよいか。		
71-2 3	〃	新入社員で加入と同時に加入者掛金拠出を申し込み、その後1年たたないうちに、 <u>企業型掛金拠出単位期間のうち、規約で定めた加入者掛金変更タイミングが来た場合は、変更可能と理解してよいか。</u>	開始は変更には該当しないため、よい。	〃	71-2 3	〃	新入社員で加入と同時に加入者掛金拠出を申し込み、その後1年たたないうちに、 <u>規約で定めた年1回の加入者掛金変更タイミングが来た場合は、変更可能と理解してよいか。</u>	開始は変更には該当しないため、よい。	〃
71-2 4	〃	掛金変更時期を <u>企業型掛金拠出単位期間につき1回と定めた場合、それ以外の時期に入社した者について、次回変更時期まで加入者拠出を認めないとする</u> ことは可能か。	変更時期を規約で定めていれば可。	法3条3項7号の2	71-2 4	〃	掛金変更時期を年1回と定めた場合、それ以外の時期に入社した者について、 <u>次回変更時期まで加入者拠出を認めないとする</u> ことは可能か。	変更時期を規約で定めていれば可。	法3条3項7号の2
107	<u>年単位化による掛金の拠出</u>	<u>平成29年12月分を平成30年1月に納付する</u> 場合について、 <u>年単位化による拠出の対象とならず、初年の年単位化による拠出は平成30年1月～11月分の11ヶ月となる</u> との理解でよいか。	<u>よい。</u>	<u>法第19条1項</u>	107	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
107- 1	〃	<u>年単位化施行後も施行前からの掛金の拠出の方法を変更しない場合、年単位化に伴い必ず規約を変更しなければならぬ事項はあるか。</u>	<u>企業型年金規約で定める日までに掛金を納付することとなったことから、当該納付期日を規約で定めていない場合にあっては、当該納付期日を定める規約変更の届出を行う必要がある。</u>	<u>法第19条1項及び第3項令第3条第3号及び第4号</u>		<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>

新					旧				
108	事業主掛金の拠出限度額	存続厚生年金基金の加入員で、加算部分非適用の者の企業型年金の拠出限度額はいくらか。	月額27,500円(年額330,000円)	法20条令11条	108	事業主掛金の拠出限度額	存続厚生年金基金の加入員で、加算部分非適用の者の企業型年金の拠出限度額はいくらか。	月額27,500円	法20条令11条
111	事業主掛金の納付	法令上、掛金の納付は <u>拠出期間の翌月末までに行う必要があるが、仮に企業担当者のミスや金額相違で資産管理機関への入金が拠出期間の翌月末を超えてしまった場合でも、該当拠出期間の掛金の拠出は一切出来ず、資産管理機関は、受領した拠出金を企業に必ず返金する以外ないのか。この場合、企業は返金された掛金をどう扱うのか。</u>	令第11条の3の規定により <u>納付期限日を延長した場合による拠出でない限り、該当拠出期間の拠出は不可。返金するか、翌拠出期間の拠出分とする。企業が返金された資金をどうするかは民事。</u>	法21条1項規則16条の2	111	事業主掛金の納付	法令上、掛金の納付は翌月末までに行う必要があるが、仮に企業担当者のミスや金額相違で資産管理機関への入金が翌月末を超えてしまった場合でも、 <u>該当月の掛金の拠出は一切出来ず、資産管理機関は、受領した拠出金を企業に必ず返金する以外ないのか。この場合、企業は返金された掛金をどう扱うのか。</u>	<u>規則16条の2</u> による拠出でない限り、 <u>該当月の拠出は不可。返金するか、翌月拠出分とする。企業が返金された資金をどうするかは民事。</u>	法21条1項規則16条の2
111-1	事業主掛金の納付	<u>平成30年1月1日改正により、規約記載事項となった納付に関する事項(納付期限日)について、規約に規定がない場合、「法令の改正に伴う変更(事業主掛金及び加入者掛金の額に係るものうち実質的な変更を伴うものを除く。)」として規約変更の届出を行うという認識でよいか。</u>	<u>施行前の取扱いを変更せずに、納付に関する事項を規約に規定する場合においては認識のとおり。</u>	法21条1項規則5条1項11号		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
296	その他(脱退一時金等)	<u>通算拠出期間に含まれる個人型年金加入者期間は、個人型年金加入者が納付した掛金に係る個人型年金加入者期間に限るものとされているが、納付した掛金に係る拠出期間に</u>	<u>含まれない。</u>	法附則3条1項5号		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新				旧				
		<u>国民年金保険料の未納月があ</u> <u>った場合に、当該国民年金保</u> <u>険料の未納月は通算拠出期間</u> <u>に含まれるか。</u>						